

令和4年度

高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務

プロポーザル募集要項

令和4年5月

高森町政策推進課

目次

第1	募集の内容	3
1	委託業務名	
2	事業の目的	
3	業務内容等	
4	委託業務期間	
5	委託費及び委託件数	
第2	プロポーザルに係る事項	3
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
(1)	企画案の内容等	
(2)	事業の実施体制等	
(3)	自由提案（オプション）	
3	プロポーザルの手続等	
(1)	スケジュール	
(2)	参加表明	
(3)	募集要項等に係る質問受付及び回答	
(4)	企画提案書等、書類の受付	
(5)	プロポーザル参加に際しての注意事項	
(6)	見積書作成に当たっての注意事項	
第3	審査に係る事項	6
1	審査方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	審査項目及び評価内容	
4	優秀提案者の選定	
5	提案者が1者またはない場合の取り扱い	
6	審査結果の通知及び公表	
第4	契約の締結	7
第5	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守について	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他	8
第8	問い合わせ先及び各種書類の提出先	8
別表	審査項目及び評価内容	9

高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務プロポーザル募集要項

第1 募集の内容

1 委託業務名

高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務

2 事業の目的

本事業は、町内観光施設最大のコンテンツである「高森湧水トンネル公園」トンネル内部のリニューアルを行うことで、湧水トンネル公園入場者数を増加させるとともに、本町への観光入込客数の増加を目指すものである。

3 業務内容等

別紙「高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務仕様書」のとおり。

4 委託業務期間

契約締結日から令和5年 2月 20日まで

5 委託費及び委託件数

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、1件選定します。

※委託契約額は、町の予算の範囲内において、業務仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 本町での令和4年度指名競争入札の受付を行っている業者であること。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、以下の項目について事業企画を様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 企画案の内容等

- ① 湧水トンネル公園内部リニューアルの実施
 - ・内部リニューアル等のイメージ
 - ・企画及び内容の視点、特徴、コンセプト
 - ・入園者に訴求する工夫
 - ・業務工程

(2) 事業の実施体制等

- ① 事業の実施体制等
- ② 全体スケジュール
- ③ 過去の類似事業の実績等

- ④ 委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性
 - ⑤ 事業費及び設置後の維持等の積算
- (3) 自由提案（オプション）

予算の範囲内において、本事業の実施効果を高めるとされる付帯事業があれば、自由提案（オプション）として選定基準に含めます。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール（予定）項目	日程
①参加表明書の提出	令和 4年 6月 3日
②募集要項等に係る質問受付及び回答	令和 4年 6月 3日
③説明会の実施	令和 4年 6月 7日
④企画提案書受付期間	令和 4年 6月 20日
⑤プロポーザル評価会議	令和 4年 6月 下旬
⑥審査結果の通知・公表	令和 4年 6月 下旬
⑦契約締結	令和 4年 7月 頃

(2) 参加表明

① 受付期間

令和 4年 5月 23日（月）～令和 4年 6月 3日（金）正午まで（必着）

② 参加表明書提出方法

プロポーザルに参加する場合は、参加表明書（様式1）を政策推進課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft wordとしてください。）を添付し提出してください。

※印鑑は不要です

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「湧水トンネル公園内部リニューアル参加表明書」と記したうえで送信してください。

<提出先>

高森町政策推進課商工観光係

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

TEL 0967-62-2913 FAX 0967-62-1174

電子メールアドレス taichi-i@town.kumamoto-takamori.lg.jp

(3) 募集要項等に係る質問受付及び回答

① 質問書受付期間

令和 4年 5月 23日（月）～令和 4年 6月 3日（金）正午まで（必着）

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を政策推進課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft wordとしてください。）を添付し提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「湧水トンネル公園内部リニューアル事業質問票」と記したうえで送信してください。

<質問書等提出先>

高森町政策推進課商工観光係

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

TEL 0967-62-2913 FAX 0967-62-1174

電子メールアドレス taichi-i@town.kumamoto-takamori.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時回答します。

(4) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和 4年 6月 3日 (金) ~令和 4年 6月 20日 (金) 正午まで (必着)

② 提出書類

ア 企画提案書 (様式2)
様式2及び別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書 (任意の様式)

ウ 誓約書 (様式3)

※町が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

③ 提出部数

10部 (正本1部、副本9部)

④ 提出方法

高森町政策推進課あてに持参又は郵送により提出してください。

※郵送した場合も 6月 20日 (金) 正午必着となりますので、確実に届く方法としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤ その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。

(5) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他募集要項に違反する行為、または審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

また、本事業の成果物の著作権は町に帰属することとなりますのでご了承ください。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認

めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、高森町情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日の午後4時まで（必着）に、辞退届（様式自由）を高森町政策推進課に持参又は郵送により申し出てください。

(6) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

※本見積書とは別に、翌年度以降の維持管理に係るランニングコストを記載した見積書を併せて提出して下さい。

第3 審査に係る事項

1 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務 プロポーザル評価委員会」が行います。

なお、優秀提案者の選定に当たっては、別表の審査項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

また、複数の基準点を満たす同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催日時・開催場所

- ・令和 4年 6月 下旬
- ・日時、開催場所については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 企画提案の所要時間（予定）

- ・プレゼンテーション15分以内
- ・審査委員からの質疑約10分間

③ 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーションに際しては提出された企画提案書を用いて説明を行ってください。
- ・プレゼンテーションに際してパワーポイントを用いる場合は事前にご連絡ください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。

3 審査項目及び評価内容

別表のとおり

4 優秀提案者の選定

上記の審査結果に基づき、プロポーザル評価会議において総合的に判断し、優秀提案者を選定します。

5 提案者が1者またはない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは当該応募者を優秀提案者とします。基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には再度公募を検討するものとします。

6 審査結果の通知及び公表

審査結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上等で公表する予定としています。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

また、いかなる場合でも、審査結果の内容に関するお問い合わせには応じません。

第4 契約の締結

選定した優秀提案者を契約候補者とし、契約候補者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と町との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託元である高森町に帰属（契約が不調に終わった場合を除く）するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守について

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本事業委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、及び高森町個人情報保護条例（平成17年高森町条例第2号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、本事業委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が契約後に入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先高森町政策推進課商工観光係

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

TEL 0967-62-2913 (直通) 0967-62-1111 (代表) FAX 0967-62-1174

電子メールアドレス taichi-i@town.kumamoto-takamori.lg.jp

別表

高森湧水トンネル公園内部リニューアル委託業務

審査項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各審査委員の点数の合計により算出する。

審査項目及び評価内容	評価点					重点 加算	点数
	特に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る		
1 事業実施体制・運営 (配点：20点)	5点	4点	3点	2点	1点		
①仕様書に基づき、委託業務の目的・内容を正しく理解しているか	5	4	3	2	1	×1	
②業務の運営に必要な人員及び実施体制がとられているか	5	4	3	2	1	×1	
③次年度以降の維持管理について精査されているか	5	4	3	2	1	×1	
④過去の実績や活動状況から受託能力が備わっているか	5	4	3	2	1	×1	
<u>1 事業実施体制・運営 評価</u> (小計①)							
2 企画の内容及び運営 (配点：70点)	5点	4点	3点	2点	1点		
①企画が、総合的に本事業の趣旨・目的を正しく理解しているか	5	4	3	2	1	×3	
②湧水トンネル公園への誘客に繋がるものとなっているか	5	4	3	2	1	×5	
③リニューアルの構成が入園者に対する満足度の高いものになっているか	5	4	3	2	1	×3	
④自由提案が、本事業実施の効果を高める企画となっているか	5	4	3	2	1	×3	
<u>2 企画の内容及び運営</u> (小計②)							
3 経済性 (配点：10点)	5点	4点	3点	2点	1点		
①事業費積算は妥当か。また、見積額と事業効果は相応しいか	5	4	3	2	1	×2	
<u>3 経済性</u> (小計③)							
総合計 (①+②+③) (満点/100点)							
<自由提案に対する評価>							